

### (3) 情報提供・共有

#### (3)-1 情報提供

- ① 町は、県と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対し、国内及び県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 町は、県と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また社会活動の状況についても、情報提供する。
- ③ 町は、引き続き、町民からの問い合わせを集約し、必要に応じて県へ報告するとともに、町民が必要とする情報を精査して、次の情報提供に反映する。
- ④ 町は、引き続き、分館長、組合長を通じた広報物の配布や、情報が行き届きにくい高齢者及び障害者等の要援護者に対しても確実に必要な情報が行き渡るよう、きめ細かな情報提供を行う。

#### (3)-2 情報共有

町は、国のシステムを活用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。

#### (3)-3 相談窓口の継続

町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談増加に備え、健康福祉センターに設置した相談窓口体制を継続する。国からQ&Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

### (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 まん延防止対策

- ① 町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

- ② 町は、県等と連携して、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業<sup>38</sup>（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を行なうよう学校の設置者に要請する。
- ③ 町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ④ 町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう引き続き要請する。
- ⑤ 県では、地域感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止することとしており、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

#### (4)-2 水際対策

国内発生早期の記載を参照

参考【緊急事態宣言がされている場合のまん延防止対策に関する県の対応】

##### ● まん延防止対策

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられることによる死亡者数の増加が見込まれるなどの特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
  - ・ 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
  - ・ 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
  - ・ 県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
  - ・ 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設

<sup>38</sup> 感染が拡大するにつれて感染拡大防止の効果は低下することから、状況に応じて対策を緩和することも考えられる。

(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

- ・ 県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

## (5) 予防接種

### (5)-1 予防接種

国は、国内発生早期の対策を継続し、県はワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、国は特定接種を、町は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

### (5)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### ● 住民接種

町は、国や県等と協力して、特措法第46条に基づく住民接種を進めることとしている。

## (6) 医療

### (6)-1 在宅で療養する患者への支援

町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

#### 参考【医療に関する県の対策】

##### ● 患者への対応

###### (地域未発生期、地域発生早期における対応)

- ① 引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。
- ② 必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。

## (地域感染期における対応)

- ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
- ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。
- ④ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

## ● 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供することとしている。

## ● 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

県は、県内の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、また、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要な場合には県備蓄分を放出するとともに、国備蓄分の配分の要請等の調整を行うこととしている。

## ● 医療機関・薬局における警戒活動

県は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うこととしている。

## 参考【緊急事態宣言がされている場合の医療に関する県の対策】

## ● 医療機関不足への対応

県は、国と連携し、保健所設置市及び関係機関と協力して、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院

等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

#### 参考【緊急事態宣言がされている場合の医療に関する指定（地方）公共機関の対策】

##### ● 医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

### （7）町民生活及び町民経済の安定の確保

#### （7）-1 事業者の対応

県では、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

#### （7）-2 町民・事業者への呼びかけ

町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

#### （7）-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

##### ● サービス水準に係る県民への呼びかけ

① 町は、県と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、町民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程

度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

● 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

● 要援護者への生活支援

- ① 町は、県等と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

● 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、県からの要請に基づき、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉稼働させる。
- ② 町は、県からの要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。
- ④ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

**参考【緊急事態宣言がされている場合の生活及び経済の安定の確保に関する県の対応】**

● 業務の継続等

- ① 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行うこととしており、県は必要な対応を行う。

- ② 県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。(関係部局)
- 電気及びガス並びに水の安定供給  
　　国内発生早期の記載を参照
  - 緊急物資の運送等  
　　国内発生早期の記載を参照
  - 運送・通信・郵便の確保  
　　国内発生早期の記載を参照
  - 物資の売渡しの要請等
- ① 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ② 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。
- 犯罪の予防・取締り  
　　国内発生早期の記載を参照。

**参考【緊急事態宣言がされている場合の生活及び経済の安定の確保に関する国等の対応】**

- 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等<sup>39</sup>  
　　国は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定することとしており、県は必要な対応を行う。
- 金銭債務の支払猶予等  
　　国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、経済の秩序が混乱するおそれがある場合には、その対応策を速やかに検討することとしており、県は必要な対応を行う。

<sup>39</sup> 特措法第57条

**小康期**

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。

- ・大流行は一旦終息している状況。

**目的 :**

- 1) 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

**対策の考え方 :**

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

**(1) 実施体制****(1)-1 基本的対処方針の変更**

県では、国が変更した基本的対処方針及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針に基づき、県対策本部において対策の基本的対処方針を変更するとしており、町は、その方針に従って、町対策本部において対策の基本的対処方針を変更する。

**(1)-2 対策の評価・見直し**

町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、町行動計画等の見直しを行う。

**(1)-3 町対策本部の廃止**

町は、政府対策本部が廃止された時は、速やかに町対策本部を廃止する。

### 参考【緊急事態宣言がされている場合の国の対応】

#### ● 緊急事態解除宣言

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行う<sup>40</sup>こととしている。「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、以下の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、政府対策本部長が速やかに決定することとしている。

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

### (2) サーベイランス・情報収集

#### (2)-1 情報収集等

町は、国、県、WHO等の国際機関等から、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況等について必要な情報を収集する。

#### (2)-2 サーベイランス

- ① 県では、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
- ② 県では、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力する。

<sup>40</sup> 小康期に限らず、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、国が新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行うこととしている。